

日の出町立学校版

**感染症予防ガイドライン**

(新型コロナウイルス感染症)

【第5版 令和5年5月8日】

日の出町教育委員会

## ～本ガイドラインについて～

5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

本ガイドラインは、5類感染症への移行後における学校での感染症対策の参考となる基本的な考え方をお示しするものとなりますので、各学校におかれては、本ガイドラインを参考にしつつ、従来の対策を見直した上で、各校の実情に即した対策を御検討いただき、児童生徒等が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、引き続きの取組をよろしく願います。

### 【引用・参考文献等】

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和5年5月8日 文部科学省）

## ～感染症対策に関する考え方～

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要となります。

具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことが必要です。

# 1 平時から求められる感染症対策について

## (1) 児童生徒への指導等

児童生徒等が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、手洗い等の感染症対策に関する指導を行うこと。

また、児童生徒等には、感染症対策のための持ち物として、一般的には次のものを持参させること。

【各自に必要な持ち物】

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ (必要に応じて) マスク
- ✓ (必要に応じて) マスクを置く際の清潔なビニールや布等

## (2) 児童生徒の健康観察等

児童生徒(及び保護者)には、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導(及び周知)すること。

その場合には、「感染症予防措置」として、出席停止扱いとすることができることとし、児童生徒及び保護者に周知すること。(体温をチェックさせ、**健康観察表を学校に提出するといった取組は不要。**)

登校時等、風邪の症状がみられる場合は、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。(児童生徒本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査等を求めることがないようにすること。)

## (3) 教職員等(外部人材含む。)

(1)(2)と同様とする。

## (4) 校内環境

ア 校内に石けん等を設置し、手指衛生を保てる環境を整備すること。

イ 適切な環境保持のため、教室等のごまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

換気は、教室のドアや窓を少なくとも30分に1回以上、数分間程度開放し、換気設備を設置している学校においては、適切に使用する。(エアコン使用時も同様)

ウ 日常の清掃活動とは別に実施していた消毒作業は不要。

## (5) 学校給食

「日の出町学校給食センター『学校における学校給食に関する感染症予防マニュアル』(新型コロナウイルス感染症対策)」(第4版)に準ずる。

(6) 部活動

更衣室や部屋を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

また、生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員等が地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

(7) ワゴン車について

ア 運送契約に基づき、通常どおりの運行とする。

イ 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、ワゴン車等に乗車することのないよう、保護者に依頼すること。

(8) 熱中症予防

特に、運動時にはマスクを外すよう児童生徒に指導すること。ただし、様々な理由等からマスクの着用を希望する児童生徒については、マスクを着用したままでの運動、遊び等における熱中症に十分留意する。

## 2 感染流行時における感染症対策について

感染状況が落ち着いている平時には、「1 平時から求められる感染症対策について」の取組以外の感染症対策を講じる必要はない。

一方で、学校において感染が流行している場合において、以下の感染対策を講じることが考えられる。

### (1) 各教科等

「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、一時的に

- ・「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること
  - ・児童生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の対策を講じることが考えられる。

#### ◆感染リスクが比較的高い学習活動例

- ・児童生徒が対面形式となるグループワーク等
- ・一斉に大きな声で話す活動
- ・児童生徒がグループで行う実験や観察
- ・児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ・児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動
- ・児童生徒がグループで行う調理実習
- ・組み合ったり接触したりする運動

### (2) 儀式的行事等の学校行事

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨
- ・アルコール消毒薬の設置など
- ・可能な範囲で空ける等、触れ合わない程度の距離の確保

特別な感染対策を講じる際には、児童生徒や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行う。

### 3 学校で感染者が確認された場合の対応

#### (1) 児童生徒の場合

- ア 校長は、当該児童生徒について、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまでの間、出席停止とする。**(指導室への報告は不要)**
- イ 校内での集団発生が疑われる場合には、学校医（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する。

#### 【学級閉鎖を検討する基準】

- ①家庭内感染ではない児童・生徒等の感染が複数名判明した場合  
同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合や、そのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。
- ②その他、日の出町教育委員会で必要と判断した場合

- ウ 児童生徒の感染等に関する保護者への情報提供は不要とする。ただし、感染がまん延している状況、学級閉鎖等の特別な対応を行う場合は、必要に応じて保護者に対して学校の感染状況や感染対策を周知する。

#### (2) 教職員の場合

##### (1) アと同様

感染者	措置	期間
児童生徒	出席停止	「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。 ※発症日を0日目とする。
教職員	別途通知等を参照	
それ以外の学校関係者	校内への立ち入り禁止	

#### (3) 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないうこと等を踏まえ、

- ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

#### (4) その他

臨時休業、学年閉鎖、学級閉鎖、児童生徒における長期にわたる出席停止となった場合に備え、児童生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行うとともに、可能な範囲で ICT 端末を活用する。